

入札公告

次のとおり競争入札に付します。

令和7年5月27日

日本司法支援センター 理事長 丸 島 俊 介

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 日本司法支援センター犯罪被害者支援制度説明動画等制作業務
- (2) 仕 様 等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履 行 場 所 日本司法支援センターが指定する場所
- (4) 履 行 期 間 入札説明書及び仕様書による

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてA、B、C又はDの等級に格付けされた資格を有する者であること。
- (4) 下記6に示すプレゼンテーションに参加し、審査に合格した者であること。
- (5) 入札公告日から起算して過去6か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係（木村）
電話 050-3381-1573

4 入札説明書等の配布期間及び配布場所

入札公告日から令和7年7月29日（火）
上記3の場所及び当センターホームページ上

5 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない

6 プレゼンテーションの日時及び場所

日時：令和7年7月17日（木）又は同月18日（金）（詳細は個別に通知する。）
場所：〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター

7 入札書の提出期限及び提出場所

令和7年7月28日（月）17時00分

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係

8 開札の日時及び場所

令和7年7月29日（火）11時00分

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター本部 会議室

9 入札方式

総合評価落札方式

10 入札保証金及び契約保証金

納付を免除する。

11 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

12 契約書作成の要否

要

13 その他

(1) 詳細は、入札説明書等による。

(2) 本公告期間中に公告内容に変更が生じた場合又は本公告を取り消す場合は、上記3の場所及び当センターホームページ上において公告する。

日本司法支援センター犯罪被害者支援制度説明動画等制作業務

期 日		業務内容	備考
5月27日	火	入札公告 ※法テラスホームページに掲出 本部南側入口掲示板に掲示 入札説明会(実施しない)	
6月9日	月 17:00	質問書提出期限	
6月12日	木 17:00	質問書回答期限	
7月9日	水 17:00	提案書等提出期限	
7月14日	月 17:00	プレゼンテーション開始時刻通知	
7月17日	木	プレゼンテーション	本部会議室
7月18日	金	プレゼンテーション(予備日) ※各者説明時間30分、質疑応答時間10分	
7月23日	水 17:00	入札参加可否通知期限	
7月28日	月 17:00	入札書提出期限	
7月29日	火 11:00	開札・落札者決定	本部会議室

入 札 説 明 書

日本司法支援センター

入札に参加する者は、入札公告、別添契約書案及び本書記載事項等を熟知の上、入札すること。

- | | |
|----------------------------|---|
| 1 入 札 事 項 | 日本司法支援センター犯罪被害者支援制度説明動画等制作業務 |
| 2 仕 様 | 別添仕様書のとおり |
| 3 プレゼンテーション
日 時 及 び 場 所 | 令和7年7月17日（木）又は同月18日（金）
（開始時刻は個別に通知する。）
日本司法支援センター本部 会議室
〒164-8721
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 |
| 4 入札書提出期限
及 び 提 出 場 所 | 令和7年7月28日（月）17時00分
日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係
〒164-8721
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 |
| 5 開札日時及び場所 | 令和7年7月29日（火）11時00分
日本司法支援センター本部 会議室
〒164-8721
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 |
| 6 契 約 予 定 日 | 令和7年7月29日（火） |
| 7 履 行 期 間 | 別添仕様書のとおり |
| 8 参 加 資 格 | |

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「**役務の提供等**」において**A、B、C又はD**の等級に格付けされた資格を有する者であること。

(4) **本件プレゼンテーションに参加し、審査に合格した者**であること。

(5) 入札公告日から起算して過去6か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。

9 入 札 参 加 条 件

入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、以下に掲げる書類を準備し、下記の提出期限までに指定の場所に持参（土日祝日並びに12月29日から1月3日までを除く毎日、10時から17時まで）、郵送等（書留郵便等に限る。提出期間内必着）又は電子メールにより提出すること。

電子メールで提出する場合のメールの表題は、「**【入札書類提出】日本司法支援**

センター犯罪被害者支援制度説明動画等制作業務 ○○社」とすること。

提出された書類及びプレゼンテーションに基づく当センターの審査に合格することを入札参加条件とする。

なお、競争参加資格に係る審査結果については、**令和7年7月23日（水）17時**までに FAX 又は電子メールにより通知するので、審査に合格していることを確認の上、上記4の提出期限までに入札書を提出し、入札に参加すること。

- (1) **本件仕様書の要件を満たすことを確約した書面**（別紙「履行確約書」書式による）…………… 1部
- (2) **「プレゼンテーション開始時刻通知書」**（別添参照）…………… 1部
（別添「プレゼンテーション開始時刻通知書」に会社名、担当者名、FAX 番号及びメールアドレスを記入の上、提出すること。）
- (3) **「結果通知書」**（別添参照）…………… 1部
（別添「結果通知書」に会社名、担当者名、FAX 番号及びメールアドレスを記入の上、提出すること。）
- (4) **令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「資格審査結果通知書」の写し**…………… 1部
- (5) **本件仕様書に基づいた「定価ベースによる価格証明書」**…………… 1部
表題は「価格証明書」とし、積算根拠を明確かつ詳細に記載したもの（業務の内容、規格、単価及び数量を詳細に記載すること。）で、本件仕様書に基づき業務を行った場合の定価ベースによる総額を積算し、入札者が署名又は記名押印を行うこと（値引き等を考慮せず、入札価格そのものを証明するものではないことに留意すること。）。
- (6) **「暴力団排除に関する誓約書」**（別添書式による）…………… 1部
- (7) **別添「日本司法支援センター犯罪被害者支援制度説明動画等制作業務 提案書提出要領」に基づく提案書等**…………… 同提出要領に示す部数
なお、副本は会社名等を記載せず、提案者名を識別できないようにすること。

審査書類提出日時及び場所

提出期限 **令和7年7月9日（水）17時00分**

提出場所 **日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係**

〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8階

電話番号：050-3381-1573

E-mail：keiyaku@houterasu.or.jp

※ 書類提出時に添付の「競争入札参加資格審査申請提出書類チェックリスト」により内容を確認の上、提出すること。

プレゼンテーション日時及び場所

実施日 **令和7年7月17日（木）又は同月18日（金）**

※ 開始時刻については、**令和7年7月14日（月）17時00分**までに個別に通知する。

※ プレゼンテーションの持ち時間は**1者につき40分**

（各者説明時間30分程度、質疑応答時間10分程度）

実施場所 **日本司法支援センター本部 会議室**

プレゼンテーション当日の提案書等の変更や追加は認めない。

プレゼンテーションの実施に当たっては、公平な審査を実施するため、提案者名及び提案者名を推測できる発言等は控え、資料についても、提案者名の記載がないものを使用すること。

プレゼンテーションで使用するパソコン等の端末について、貸し出しは行っていないため、パソコン等の端末を使用する場合は、持参すること。

10 入札の方法等

(1) 入札の方法

ア 入札金額は、総価で記入し、金額の冒頭に¥記号を記載すること。

イ 落札後における契約締結に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。

ウ 落札者は、落札決定後速やかに当該落札に係る入札書の金額の内訳（上記9(5)の価格証明書書式と同様書式で可。）を作成の上、書面により提出すること。

(2) 入札書の提出方法

ア 入札書を持参又は郵送等により提出すること。なお、競争参加資格に係る審査に合格した者であっても、上記4の提出期限までに入札書の提出がなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

イ 入札書は所定の用紙を使用すること。

ウ 入札書の日付は、入札書作成日付を記載すること（開札日の日付ではないことに留意すること。）。

エ 入札書を持参して提出する場合は、封筒に入れて密封し、その封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「**日本司法支援センター犯罪被害者支援制度説明動画等制作業務の入札書在中**」と朱書きすること。

郵送等により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「**日本司法支援センター犯罪被害者支援制度説明動画等制作業務の入札書在中**」の旨朱書きし、中封筒には、持参して提出する場合と同様に氏名等を朱書きすること。なお、郵送等による場合は、誤配等があった場合のため、発送日時が調査可能な方法（例えば書留郵便）を利用すること。

オ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。なお、提出前の入札書の記載事項（金額、数量及び単価は除く。）を訂正するときは、当該訂正部分を二重線で訂正し、当該訂正部分に押印すること。

カ 入札者本人（法人の場合は代表者）が入札するときは、入札書には、当該本人が署名・記名及び押印すること。入札者本人（法人の場合は代表者）以外の者が入札するときは、入札者本人（法人の場合は代表者）から本件入札に関する代理権限を付与された委任状を添付し、入札書には、代理人が署名又は記名押印すること。なお、担当者の氏名及び連絡先を記載した場合は、押印省略可とする。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- ア 入札参加資格のない入札者による入札
- イ 入札物件名、入札金額、入札実行者名の確認ができないもの
- ウ 入札金額、数量及び単価が訂正されているもの
- エ 入札書に日付のないもの又は日付に誤りがあるもの
- オ 入札書に入札実行者の署名又は記名のないもの
- カ 入札書記載の入札金額（総額）の算出過程に誤りがあるもの
- キ 暴力団排除に関する誓約書を提出しない場合及び誓約書に反することとなった場合
- ク 複数者の入札者の代理をした者により提出されたもの
- ケ その他入札に関する条件に違反したもの

11 開札

- (1) 開札は、入札実行者の面前で行う。
- (2) 入札場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者
- (3) 本件入札に関し、競争参加者が相連合し、又は不穏な挙動をするなどの場合で、競争入札を公正に執行することができないと認めたときは、入札の執行を中止する。
- (4) 入札場への入場は、入札事業者 1 社につき 1 名とする。

12 落札者の決定

- (1) 本件入札は、**総合評価落札方式**とする。

落札者は、上記 9 の提出書類の審査に合格し、かつ、有効な入札書を提出した予定価格の制限の範囲内の入札者のうち、「技術点」及び「価格点」の合計（総合評価点）が最も高い者とする。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、引き続き再度の入札を行うことがあるので、あらかじめ複数枚の入札書用紙を準備すること。

なお、欠席又は開札時刻に遅れた者は、再度入札参加資格を失うものとする。
- (3) 総合評価点が高かった者が 2 人以上あるときは、直ちに「くじ」により落札者を決定する。なお、入札実行者が「くじ」を引くことができないときは、入札執行事務に関係のないセンター職員が「くじ」を引くものとする。
- (4) 本件調達で、日本司法支援センター契約事務取扱細則第 17 条第 1 項に定める契約（予定価格が 1 千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約）となる場合において、入札書に記載された金額に消費税相当分を加算した金額が予定価格の制限の範囲内であったとしても、予定価格の 60%を下回る金額であったときは、落札決定を留保した上で所要の調査を行うこととする。その結果、当該金額によって契約の本旨に沿った履行が可能と判断できない場合は、落札者としていない場合がある。

また、当該金額が公正な取引を害するおそれがあると判断した場合は、競争参加資格を取り消す場合がある。

13 契約書の作成

競争入札を実施し、契約の相手方が決定したときは、上記 6 の契約予定日付けで別添様式による契約書を取り交わすものとする。

14 質問書の提出

仕様に関して質問がある場合は、後記質問書提出期限までに後記 15 の問合せ先に質問書（別添参照）を電子メール（エクセルファイル）により提出すること。口頭又は電話による質問は受け付けない。質問書に対する回答については、下記質問書回答期限までに当センターホームページに掲載する（質問書の提出がない場合は掲載しない）。

質問書提出期限 **令和 7 年 6 月 9 日（月） 17 時 00 分**

提出場所 **日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係**

質問回答期限 **令和 7 年 6 月 12 日（木） 17 時 00 分**

15 入札手続に関する問合せ先

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係（木村）

電話番号 : 050-3381-1573

FAX 番号 : 03-5358-1058

E-mail : keiyaku@houterasu.or.jp

※メールの表題は下記のようなタイトルにして送付すること。

メール表題例

【入札・質問】「日本司法支援センター犯罪被害者支援制度説明動画等制作業務 仕様書に関する質問について」〇〇社

16 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

納付を免除する。

(3) 費用の自己負担

入札者は、契約の有無にかかわらず、入札参加に要する一切の費用を負担するものとする。

日本司法支援センター犯罪被害者支援制度 説明動画等制作業務 仕様書

第1 業務の目的

本件は、日本司法支援センター（以下「センター」という。）の犯罪被害者支援に関する各種業務（新たに運用開始する犯罪被害者等支援弁護士制度の内容を含む。以下「犯罪被害者支援業務」という。）について、業務説明動画とサムネイル及びCM用動画（以下「動画等」という。）を制作し、関係機関職員及び犯罪被害者等による犯罪被害者支援業務の理解及び犯罪被害者等を支援する各種制度の利用促進につなげることを目的とする。

第2 業務の内容

1 受注者は、第1の目的を達成することができる効果的な動画等を制作し、期限までにセンターへ納入すること。

2 受注者は、動画等の制作にあたり、下記(1)(2)を行うこと。

本件業務にあたり必要となる交通費及び宿泊費、撮影及び編集機材等の確保に係る費用及び運搬費用等は受注者の負担とする。

(1) 動画制作

① 構成・台本・絵コンテの制作

受注者は、センターと協議の上、動画の構成・台本・絵コンテの内容を決定すること。制作した構成・台本・絵コンテは、センターの提供するリーガルチェック及びセンターの承認を受けること。

② 動画の撮影、センター提供の素材データの加工、エフェクトやイメージ映像の挿入、音源の挿入、テロップの挿入、カット割りといった編集及び映像ディレクションの実施

動画の撮影場所は、受注者の手配するスタジオのほか、センターの地方事務所（東京都）となる場合もある。詳細は、センターが受注者と協議の上、決定する。

撮影カメラは最低2台使用すること。

制作する動画の出演者の声はピンマイクを使用する等して鮮明な音声で録音すること。

(2) サムネイル制作

受注者は、上記(1)で制作した動画のサムネイルを制作すること。
センターが受注者と協議の上、サムネイルの内容を決定する。

3 本件業務の遂行に当たり、下記を遵守すること。

(1) 業務体制

受注者は、本件業務と類似する業務の経験が豊富なプロジェクトチームを置き、センターとの打合せを2回以上実施すること。なお、打合せに関する費用は受注者負担とする。

(2) 動画等の制作に係る注意事項

動画等を見た方に被害を想起させたり、衝撃的な描写により精神的なショックを与えたりすることがないように、十分配慮すること。

犯罪被害者支援業務のイメージ統一のため、下記に掲載している犯罪被害者支援リーフレット等と色合い等のテイストを統一すること。

(掲載場所)

<https://www.houterasu.or.jp/site/about-houterasu/leaflet-pamphlet.html>

撮影・編集内容についてセンターが変更・修正・加工の必要があると判断した場合は、受注者は変更等に応じること。

第3 動画等の内容

犯罪被害者支援業務説明動画（2本）、各犯罪被害者支援業務説明動画に対応するサムネイル（2種）及びCM用動画（2本）について、それぞれ以下の要素を入れること。

1 業務説明動画

(1) 犯罪被害者支援業務全体の説明動画

①目的	犯罪被害者支援業務の各種制度概要、手続、援助内容等を広く説明し、犯罪被害者支援業務の全体像を把握することができること。
②内容	別紙1、別紙2及びセンター法人パンフレットの内容を中心とする。その他、センターが提供する情報も内容に含む。 (センター法人パンフレット 掲載場所)

	「組織概要を知りたい方へ」 https://www.houterasu.or.jp/site/about-houterasu/leaflet-pamphlet.html
③イメージ	・図やフロー、視覚効果や音楽等を用いて、分かりやすく、記憶に残るような工夫をすること。 ・利用方法が分かりやすく、イメージしやすいよう、センターのコールセンターや地方事務所の写真を差し込むことを検討すること。 ・犯罪被害者支援業務の各種制度に関して理解を深められるよう、ポイントをまとめて説明すること。 ・下記の動画を参考にすること。 (掲載場所) 「3分で解説！法テラスの使い方」 https://youtu.be/Air_eS-puoQ?si=wd_SzVfD-QsLH1o7

(2) 犯罪被害者等支援弁護士制度の説明動画

①目的	新たに運用開始する犯罪被害者等支援弁護士制度の概要、手続、援助内容等を理解することができ、犯罪被害者等による制度の利用促進につなげること。
②内容	別紙2の内容を中心とする。 その他、センターが提供する情報も内容に含む。
③イメージ	・図やフロー、視覚効果や音楽等を用いて、分かりやすく、記憶に残るような工夫をすること。 ・利用方法が分かりやすく、イメージしやすいよう、センターのコールセンターや地方事務所の写真を差し込むこと。 ・犯罪被害者支援業務の各種制度に関して理解を深められるよう、ポイントをまとめて説明すること。 ・下記の動画を参考にすること。 (掲載場所)

	「3分で解説！法テラスの使い方」 https://youtu.be/Air_eS-puoQ?si=wd_SzVfD-QsLHlo7
--	--

2 サムネイル

①本数	1 (1)に対応するサムネイル 1種 1 (2)に対応するサムネイル 1種
②目的	YouTube やセンターのホームページに掲載する。 サムネイルを見ただけでどのような内容か一目で分かるようにすること。
③必須内容	・タイトル 適宜のタイトルをつけ、わかりやすく配置すること。 ・センターのロゴマーク センターの動画であることが識別できるようにすること。 ・背景 背景には文字だけでなく、イラストや人物等を配置すること。
④イメージ	・動画の画像を切り取ったもの、新規作成したもの のいずれも可とする。 ・サムネイルを見た人が再生したくなる訴求力の高いものとする。 ・犯罪被害者支援業務を広報する際に、本サムネイルを広く使用することを想定しているため、センターにふさわしいものとする。

3 CM 用動画

①目的	YouTube 等の CM として使用する。 犯罪被害者等に犯罪被害者支援業務の各種制度の概要を知ってもらい、犯罪被害者等による各種制度の利用促進を図ること。
②必須内容	・センターのロゴマーク

	センターの動画であることが識別できるようにすること。 ・ 犯罪被害者支援ダイヤルの概要 電話番号や受付時間を分かりやすく表示すること。 ・ 訴求対象 援助の対象となる被害類型（殺人、性犯罪等）の被害を受けた被害者等 ・ センターの援助内容 センターから説明文を提供する。
③イメージ	・ CM 動画を見た被害者等が、問合せしたくなる訴求力の高いものとする。 ・ 以下の動画を参考に制作すること。 「法テラス『若年層向け』15 秒 CM」 https://youtu.be/RsA1yUmo4Hs?si=mzTktuydPRy4r3n-

4 その他

- (1) 動画等は令和 7 年 11 月初旬以降にセンターホームページ及び YouTube（センター公式アカウント）に掲載予定である。
- (2) 使用期限は無期限とする。

第 4 動画等の規格と活用シーン

1 動画等の規格

後記 2 の活用シーンで利用するという用途に合致したものをセンターに提案すること。

(1) 犯罪被害者支援業務説明用動画

① 本数	第 3 の 1 (1) : 1 本、第 3 の 1 (2) : 1 本
② 1 本あたりの長さ	それぞれ 5 分から 10 分程度
③ アスペクト比	16 : 9
④ その他	カラー映像
⑤ サムネイル本数	動画 1 本につき、1 本（合計 2 本）

(2) CM 用動画

① 本数	15 秒編：1 本、30 秒編：1 本
② 1 本あたりの長さ	それぞれ 15 秒、30 秒
③ アスペクト比	16：9
④ その他	・ カラー映像 ・ 15 秒版は、30 秒版を短縮したものを制作すること。

2 活用シーン

YouTube	センター公式アカウントに掲載する。
センターホームページ	「法テラス公式動画」ページに掲出する。
活用シーン	・ 地方事務所（東京に限らない。以下同じ。）が行う業務説明会等において、複数の業務説明用動画を組み合わせて上映する。 ・ 地方事務所から各関係機関に動画 URL を配布する。 ・ センターが関係機関を統括する協会・団体等に動画 URL を配布し、研修に役立てていただく。 ・ 犯罪被害者支援に関するイベント等で上映する。
視聴対象、属性	・ 犯罪被害者支援を行う関係機関の職員等 ・ 犯罪被害者等

第 5 センターから提供する素材等

1 センターの管理する事務所等の写真

センターが撮影場所を提供し、受注者が撮影する方法を想定しているが、詳細については、センターと協議の上、決定する。

2 犯罪被害者支援業務に関するセンターの資料

3 台本及び映像等のリーガルチェック

第6 成果物及び納入期限

1 成果物

- (1) 動画データ（MP4 形式）
- (2) 動画を収録した DVD（2 枚）
- (3) 画像データ（JPEG 形式）※第3の2「サムネイル」のみ。
- (4) 台本データ 1 部

2 納入期限

令和7年10月31日（金）

3 納入先

日本司法支援センター本部第二事業部犯罪被害者支援課

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

4 納入方法

- (1) 成果物は全て日本語表記とする。
- (2) 電磁的記録媒体は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することがないよう、適切に対処すること。
- (3) 納入にかかる費用は受注者が負担とする。
- (4) 映像・画像に関する一切につき著作権（映像・音声等）を害しないものとし、その使用に費用を要する場合は受注者の負担とする。

第7 二次使用等に関する事項

成果物である動画等は、インターネットにアップロードして用いるほか、各種講演会や研修等での上映等を予定している。また、センターは、動画等を他の動画と組み合わせて上映し、改変し、又は二次使用すること（以下「二次使用等」という。）も予定している。

したがって受注者は、受注者の費用と負担において、第三者との間で利用許諾契約を締結する等の方法により、センターが二次使用等を行った場合でも、センターが第三者の著作権その他の権利を侵害することがないようにする。

第8 著作権に関する事項

- 1 受注者は、全ての成果物が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証する。

- 2 本件業務において納入された成果物及び使用されたデザインの全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、センターに帰属するものとする（納入後に、センターの統一的なイメージ醸成のため、センターはレイアウトの一部変更等を含む二次使用を予定しているが、受注者はセンター及びセンターが指定する第三者に対して、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を一切行使しないものとする（第三者に帰属する著作権を除く）。）
- 3 本件業務に関し、第三者との間で著作権等に係る紛争が生じた場合には、当該紛争等の原因が専らセンターの責めに帰す場合を除き、受注者が自らの責任において対応すること。

第 9 再委託について

- 1 受注者は、本件業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受注者が本件業務の主たる部分でない一部について、再委託先の商号又は名称、住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由、再委託の相手方に係る業務の履行能力、再委託予定金額、その他センターが求める事項について記載した申請書及び再委託に係る履行体制図をあらかじめ提出して再委託の申請を行い、センターが承認した場合は、この限りでない。なお、契約金額に対する再委託予定金額の割合は、原則 2 分の 1 未満とすること。
- 2 受注者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受注者は再委託の相手方に対して、本件業務の受注者と同等の業務を負わせるものとし、再委託先との契約において、その旨を定めるものとする。
- 3 受注者は、再委託の相手方に対して、必要に応じて、作業の進捗状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めるものとする。

また受注者は、センターが本件業務の適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況についてセンターに対し、報告し、またセンターが自ら確認することに協力するものとする。
- 4 受注者は、センターが承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、センターの承認を得るものとする。

- 5 受注者は、本件業務の動画等制作において、クリエイターなどの第三者が関係する場合、交渉の経緯、交渉方法、交渉金額等を透明化し、センターが費用に関する資料の提出を求めた場合は、それに応じること。

第 10 契約不適合責任

- 1 受注者は、成果物について検収を行った日を起算日として1年間、成果物に対する契約不適合に係る責任を負うものとする。その期間内において契約不適合があることが判明した場合には、その不適合がセンターの指示によって生じた場合を除き（ただし、受注者がその指示が不適當であることを知りながら、又は過失において知らずに、センターへ告げなかったときはこの限りではない。）、受注者の責任及び負担において速やかに修正等を行い、センターとの調整の上、速やかに再度納品するものとする。なお、修正方法等については、事前にセンターの承認を得てから着手するとともに、修正結果等についてもセンターの承認を受けること。
- 2 センターは、前項の場合において、契約不適合の修正等に代えて、当該不適合により通常生ずべき損害に対する賠償の請求を行うことができるものとする。また、不適合を修正してもなお生ずる損害に対しても同様とする。

第 11 機密保持

受注者は、次の機密保持に関する義務を負う。

- 1 センターが提供した全ての情報を第三者に開示し、又は漏洩しないこと。
- 2 作業中に知り得た一切の情報を第三者に開示し、又は漏洩しないこと。
- 3 作業中に知り得た一切の情報を第三者に開示することが必要な場合は、あらかじめセンターの承認を得ること。
- 4 その他、本件業務に関する機密保持に関して適切な措置を講ずること。

第 12 その他

- 1 受注者が受注前に提出した提案書の提案内容については、原則として本仕様書の一部としてその内容にしたがって履行すること。ただし、提案内容の全てを認めるものではないことから、契約後センターと協議の上、履行内容を決定するものとする。
- 2 受注者が、本件業務に係る提案書の審査において、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として、ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る評価項目で加点を得ることを希望した場合には、契約期間中、当該認定を保持し続けること。契約期間中に受注者の当該認定が取り消された場合には、センターは必要に応じて契約解除等の措置をとることがある。
- 3 本仕様書に記載されていない事項及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、センターと協議の上、変更内容について決定するものとする。

以上

法テラス（日本司法支援センター）とは

法テラスは（正式名称：日本司法支援センター）「司法制度改革」のひとつとして、総合法律支援法に基づき、国により設立された公的な法人です。全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現を基本理念としています。

法テラスとは

法テラスは、総合法律支援法（平成16年6月2日公布）に基づき、「全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現」という理念の下に、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として、国により平成18年4月10日に設立されました。

正式名称は「日本司法支援センター」といいます。「法で社会を明るく照らしたい」、「皆様がかつろげる陽当たりのよいテラスのような場所にしたい」という思いを込めて、愛称を法テラスとしました。

総合法律支援法とは

民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を基本理念としています。

裁判その他の法による紛争解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及びその他の隣接法律専門職者のサービスを、より身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制の整備に関し、基本となる事項を定めています。そして、その中核となる法テラスの組織と運営についても定めています。

法テラスでは、あらゆる法的な悩み（法的なものか分からないという悩みも含めて）を、お受けしています。ご相談の内容に応じた法制度紹介や、専門的にご相談できる関係機関のご案内、法テラスが行っているサービスをご案内します。また、国・各自治体や、弁護士会等各種専門機関と連携・協力して、利用の方がお悩みを適切に解決できるよう橋渡しを行います。

利用者

アクセス

ご案内

法テラスの業務

情報提供業務

民事法律扶助業務

犯罪被害者支援業務

国選弁護等関連業務

司法過疎対策業務

受託業務

（日本弁護士連合会委託援助業務）

連携
協力

関係機関・団体等

- ・ 国、地方公共団体
- ・ 弁護士会
- ・ 司法書士等隣接法律専門職者団体
- ・ 消費者団体、経済団体、労働団体
- ・ ADR（裁判外紛争解決）機関
- ・ 犯罪被害者支援団体

法テラスの弁護士の紹介

法テラスでは、個々の状況に応じ、弁護士をご紹介します。また、経済的に余裕のない方も弁護士による支援を受けられるよう、法テラスの各種援助制度をご案内します。

相談者

アクセス

コールセンター
犯罪被害者支援ダイヤル
フリーダイヤル **なくことないよ**
(0120-079714)

* 犯罪被害者支援の知識や経験を
持った担当がお話をうかがいます



アクセス

地方事務所

必要に応じ、
コールセンターから
地方事務所へ取次

状況に応じ、
地方事務所より
弁護士を紹介

弁護士の紹介

個々の状況に応じ、各地の弁護士会から推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士をご紹介します。

- 弁護士の紹介は無料
- 別途、相談料や弁護士費用等が必要です。



経済的に余裕のない方には、
弁護士費用に関する各種援助制度を
ご案内します。

弁護士費用に関する援助制度のご案内

※利用には、それぞれ一定の要件等がありますので、
詳しくは法テラスまでお問い合わせください。

被害者参加人のための 国選弁護制度

(刑事手続)

一定の事件の被害者やご家族の方などで、裁判所から刑事裁判への参加を許可された方(被害者参加人)の援助を行う弁護士(被害者参加弁護士)の費用等を国が負担する制度です。

民事法律扶助制度

(民事裁判等手続)

民事裁判等手続に関して、無料法律相談や弁護士費用等の立替えを行います。

(例)・損害賠償命令制度の利用
・損害賠償請求(訴訟等)
・保護命令申立て など

DV等被害者 法律相談援助制度

(民事手続/刑事手続/ 行政手続)

DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方または受ける恐れのある方に対し、資力にかかわらず、弁護士による法律相談を行います。一定の基準を超える資産をお持ちの方には、後日、相談料(5,500円)をご負担いただきます。

日弁連委託援助制度

犯罪被害者法律援助 (刑事手続/行政手続)

殺人・傷害・性犯罪・ストーカー等の被害者やご家族の方などを対象に、刑事手続・少年審判についての手続及び行政手続に関する援助を行います。
(例)・被害届提出
・マスコミ対応
・少年審判傍聴付添 等

子どもに対する法律援助 (行政手続/法的手続)

児童虐待その他の事由により人権救済を必要としており、親等からの協力を得られない子どもを対象に、行政手続、訴訟等に関する援助を行います。
(例)・行政機関(児童相談所等)や施設との交渉代理
・訴訟代理 等

法テラスの犯罪被害者支援業務

犯罪の被害者等に対し、被害後の状況やニーズに応じて、さまざまな支援情報を提供するほか、法律専門家の力が必要な場合、個々の状況に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介するなど、犯罪被害にあわれた方やご家族などを多角的にサポートしています。

アクセス

コールセンター 犯罪被害者支援ダイヤル

フリーダイヤル なくことないよ

(0120-079714)

犯罪被害者支援の知識や経験を持った担当が対応します。

必要に応じ、地方事務所へ取次を行います。

地方事務所

全国の地方裁判所本庁所在地に50か所のほか、都道府県により支部、出張所、地域事務所及び法律事務所を設置しております。また、必要に応じ、地方事務所間で取次を行います。

ホームページ

- 24時間メール受付
- お近くの法テラスを検索
- FAQ(よくある質問と答)の検索
- 相談窓口情報の検索

ご案内

相談窓口の案内

犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携のもと、各地の相談窓口情報を収集し、「その方が必要とされている支援」を行っている窓口をご案内します。

法制度の紹介

被害に関する刑事手続に適切に関与したり、損害の回復や苦痛の軽減を図るための法制度情報(刑事手続の流れ、各種支援制度など)をご案内します。

弁護士の紹介

弁護士による相談・支援が必要な場合には、個々の状況に応じ、地方事務所の担当者より、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士をご紹介します。

弁護士に 依頼できること

※弁護士に依頼できることの例です。
詳しくは、担当の弁護士にご確認ください。

●刑事裁判

- ・被害者参加制度の利用

●民事手続

- ・損害賠償命令制度の利用
- ・示談交渉
- ・損害賠償請求(訴訟等)
- ・裁判所への保護命令申立てなど

●刑事手続・行政手続

- ・被害届提出
- ・告訴、告発
- ・事情聴取同行
- ・法廷傍聴付添
- ・少年審判傍聴付添
- ・マスコミ対応
- ・犯罪被害者等給付金申請など

法テラスの 弁護士費用などに 関する援助制度

※一定の要件に該当される場合に
ご利用いただけます。

被害者参加人のための
国選弁護制度

被害者参加旅費
等支給制度

民事法律
扶助制度

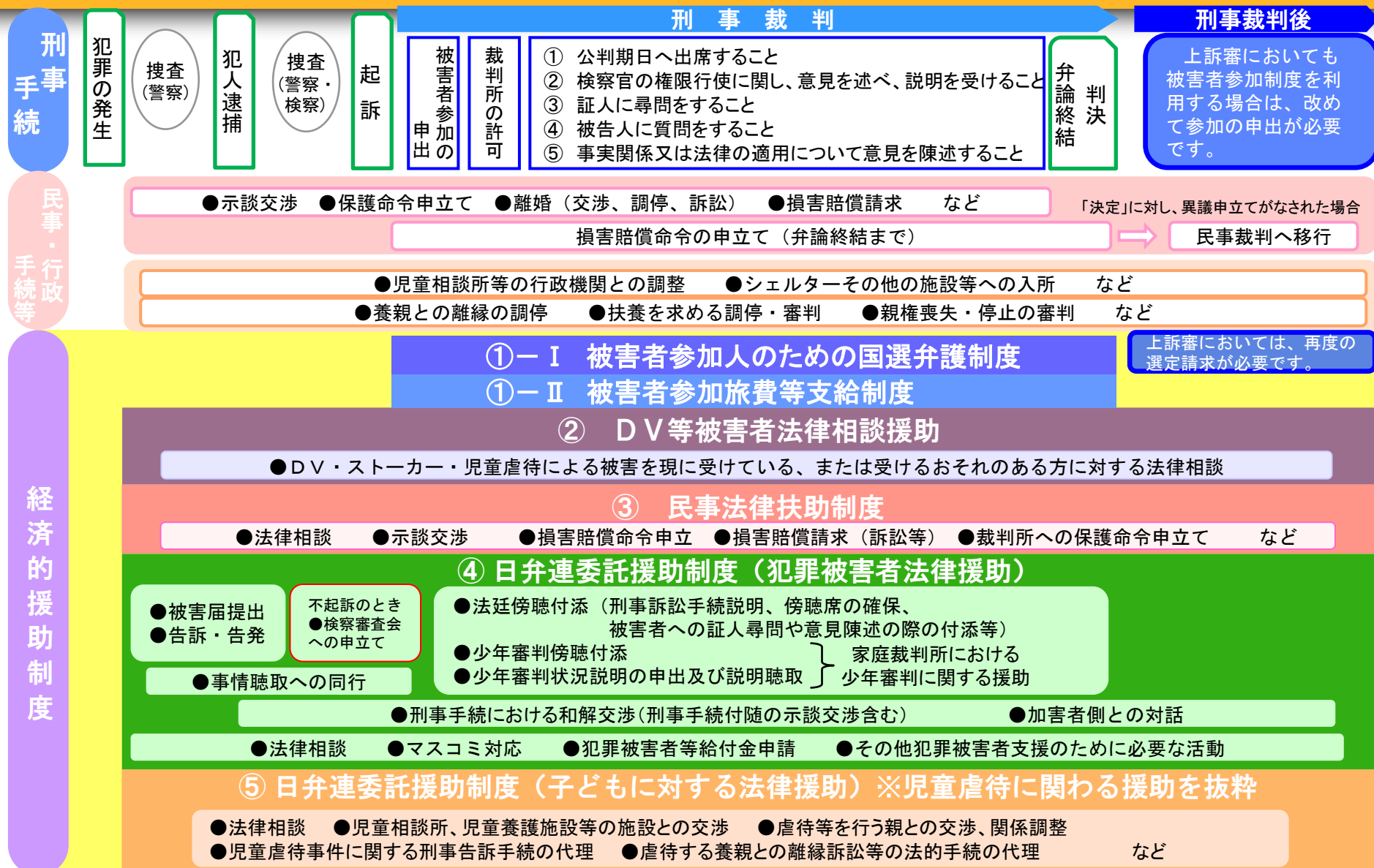
DV等被害者
法律相談援助

日弁連委託
子どもに対する
法律援助制度

日弁連委託
犯罪被害者
法律援助制度

法テラスの犯罪被害者支援に関する経済的援助制度の流れ

法テラスの弁護士費用等に関する複数の援助制度を連携させることで、一連の事件の流れに即した被害者の方への法的援助が可能となります。



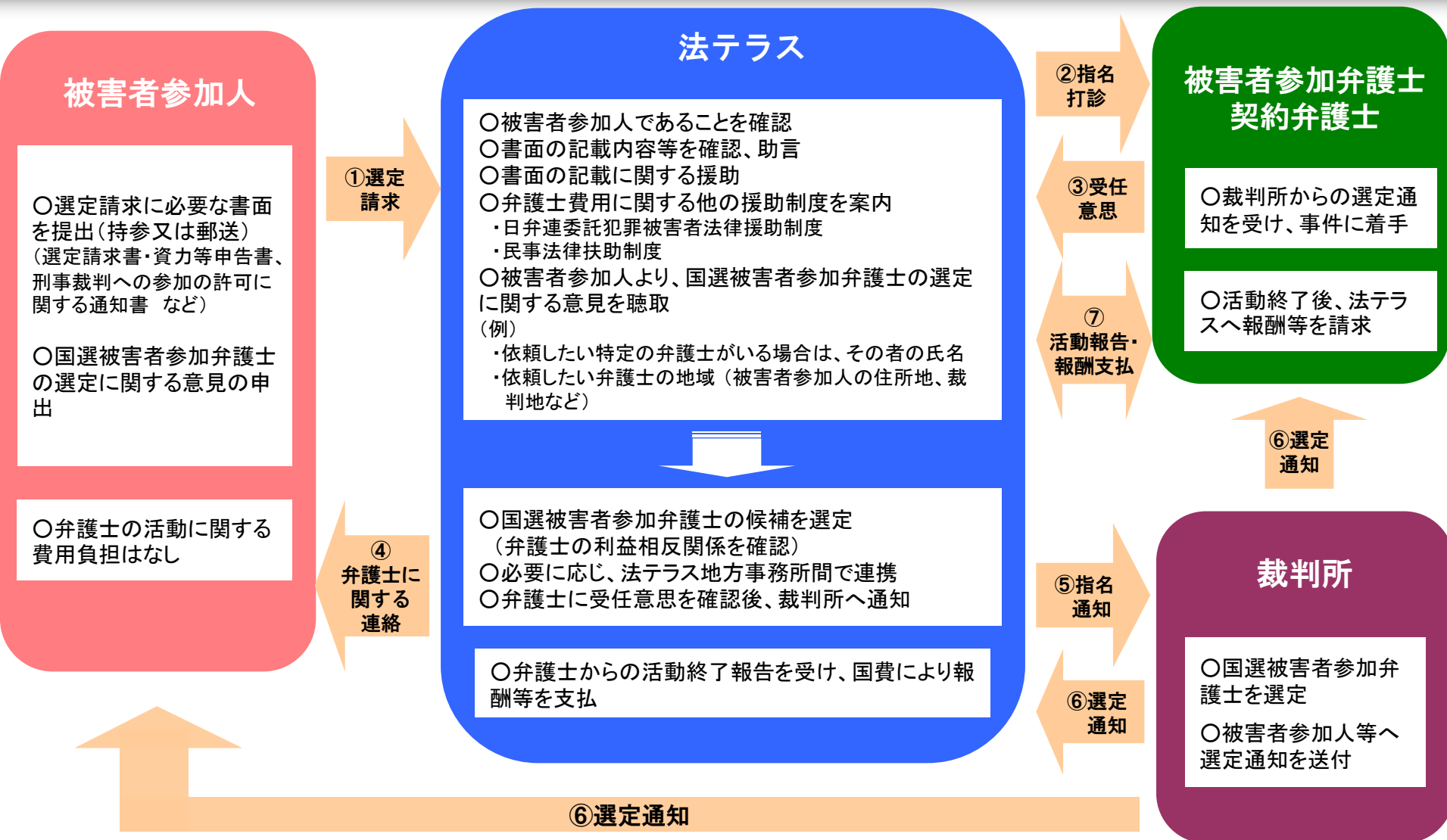
法テラスの弁護士費用等に関する援助制度の異同

法テラスには、弁護士費用等に関して複数の援助制度があります。
それぞれ、援助を行ううえでの要件や、弁護士による支援の内容などが異なります。

	被害者参加人のための国選弁護制度	被害者参加旅費等支給制度	民事法律扶助制度	DV等被害者法律相談援助	日本弁護士連合会委託援助制度 犯罪被害者法律援助	日本弁護士連合会委託援助制度 子どもに対する法律援助
実施主体	法テラス	法テラス	法テラス	法テラス	日本弁護士連合会	日本弁護士連合会
援助段階	刑事裁判	刑事裁判	民事手続	民事手続・行政手続・刑事手続	刑事手続・行政手続	行政手続等・訴訟等
概要	殺人、傷害、性犯罪、自動車運転過失致死傷等の被害を受けた方やご家族の方などで裁判所から刑事裁判への参加を許可された方(被害者参加人)を対象に、参加に関する援助を行う弁護士(被害者参加弁護士)の費用等を国が負担する制度	公判期日等に出席した被害者参加人に対し、国がその旅費等を支給する制度	民事裁判等手続に関する援助として無料で法律相談を行い、弁護士費用等の立て替えを行う制度	特定侵害行為(DV、ストーカー及び児童虐待)を受けているおそれのある方に対し、資力を問わない法律相談を実施する制度	殺人、傷害、性犯罪、DV、ストーカー等の被害を受けた方やご家族の方などを対象に、刑事手続、少年審判についての手続及び行政手続に関する援助を行う制度	児童虐待若しくは学校または保護施設における体罰等により人権救済を必要としており、その子どもの親等からの協力を得られない子どもを対象に、行政手続、訴訟等に関する援助を行う制度
要件	①被害者参加制度対象犯罪の被害者本人、法定代理人(未成年の両親など)、犯罪被害者本人が死亡した場合又は心身に重大な故障がある場合の配偶者、直系親族、兄弟姉妹。 ②資力(現金、預金等の流動資産の合計額)から、犯罪行為を原因として6か月以内に支出することとなると認められる費用(治療費、付添看護費、入通院交通費等)の額を控除した額が200万円未満であること。 ③裁判所から参加の許可を受けていること。	被害者参加人が、公判期日又は公判準備に出席したこと。	(相談援助) ①収入等が一定額以下であること。 ②民事法律扶助の趣旨に適すること。 (代理援助) ①収入等が一定額以下であること。 ②民事法律扶助の趣旨に適すること。 ③勝訴の見込みがないとはいえないこと。	①DV等被害者(特定侵害行為を現に受けている疑いがあると認められる者)であること。 ②特定侵害行為による被害の防止に關して必要な法律相談であること。 ③DV等被害者法律相談援助の趣旨に反しないこと。	①被害者参加対象犯罪及び配偶者暴力、ストーカー行為による被害を受けた者又はその親族若しくは遺族(窃盗・詐欺などの財産犯の被害者は対象外) ②資力(現金、預金等の合計額)から、犯罪行為を原因として1年以内に支出することとなると認められる費用の額を控除した額が300万円以下であること。 ③弁護士に依頼する必要性があり、かつ相当性があること。	①児童虐待若しくは学校または保護施設における体罰等により人権救済を必要としており、貧困等の理由により申立権のある親族から協力を得られない子どもであること。 ②収入等が一定額以下であること。 ③弁護士に依頼する必要性があり、かつ、相当性があること。 ※「子ども」とは18歳未満のことをいいますが、民事法律扶助の対象とならない援助類型(行政手続代理など)については、20歳未満も対象となります。
援助内容	①公判期日へ出席すること ②検察官の権利行使に関し、意見を述べ、説明を受けること ③証人に尋問をすること ④被告人に質問をすること ⑤事実関係又は法律の適用について意見を陳述すること	旅費、日当、(公判期日等への出席に必要と認められる場合)宿泊料の支給	①法律相談援助 ②代理援助・書類作成援助	被害を防止するために必要な法律相談(刑事・民事問わずに相談可)	①被害届提出 ②告訴・告発 ③事情聴取同行 ④検察審査会申立て ⑤法廷傍聴付添(傍聴席の確保、付添や刑事訴訟手続に関する説明、被害者への証人尋問の際の付添、意見陳述の際の付添等)又は少年審判傍聴付添 ⑥証人尋問の援助等 ⑦少年審判状況説明聴取 ⑧修復的司法の一環としての加害者側との対話 ⑨刑事手続における和解の交渉(刑事手続に付随する示談交渉を含む) ⑩犯罪被害者等給付金申請 ⑪報道機関への積極的な対応・折衝(取材の整理やコメント作成の補助等) ⑫ストーカー事件における申告、加害者との折衝等 ⑬その他DV事件、ストーカー事件でのシェルターへの保護等、犯罪被害者支援のために必要な活動 ⑭以上に関わる法律相談	①代理援助 ②法律相談援助
利用者負担	国が負担	国が負担	相談は無料。代理援助、書類作成援助は原則立替償還制(但し、免除制度あり)	<原則>負担なし <例外>法律相談時に有する処分が可能な現金及び預貯金の合計額が300万円を超える場合は、相談料5,500円を負担する。	示談金の受領など現実に利益を得た場合には、負担金・成功報酬が発生。	示談金の受領など現実に利益を得た場合には、負担金・成功報酬が発生。

「被害者参加人のための国選弁護制度」の利用の流れ

この制度は、被害者参加制度とともに施行された制度です。法テラスでは、この制度をご利用いただくにあたり、被害者の方から弁護士に関する意見を聴取したり、裁判所に弁護士を通知したり、弁護士への報酬支払手続などの業務を行っています。



被害者参加旅費等支給制度

被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、国がその旅費等を支給します。

概要

- 被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席した被害者等に、**国がその旅費、日当及び宿泊料を支給**し、経済的に支援する制度です。
- 資力等にかかわらず、**全ての被害者参加人**が支給を受けることができます。
- 法テラスでは、旅費等の算定及び送金業務を行っています。

利用の流れ



DV等被害者法律相談援助

DV、ストーカー、児童虐待を受けている方をいち早く弁護士につなぎ、法律相談を実施します。

概要

- ・ 特定侵害行為（DV、ストーカー、児童虐待）を受けている方や、受けるおそれがある方に対し、資力に関わらず、**再被害の防止に関して必要な法律相談を行う制度**です。
 - ・ 被害の防止に必要な相談であれば、**刑事・民事問わずご相談いただけます**。
 - ・ 選任されるのは、DV・ストーカー・児童虐待の**被害者支援の経験や理解がある弁護士**です。
 - ・ 相談は**予約制**です。
 - ・ **電話やオンライン**でも相談できる場合があります。
 - ・ 相談には御本人の出席が必要です。代理の方のみでの相談はできません。
 - ・ 一定の基準を超える資産をお持ちの方には、後日、相談料（5,500円）をご負担いただきます。
- ※ 法律相談時実施時にお持ちの自由につかえる現金・預貯金の額が300万円を超える場合は、相談料をご負担いただきます。法律相談実施日から1年以内に支出することとなる費用<被害の治療費など>の額は、現金・預貯金の合計額から控除することができます。

援助要件

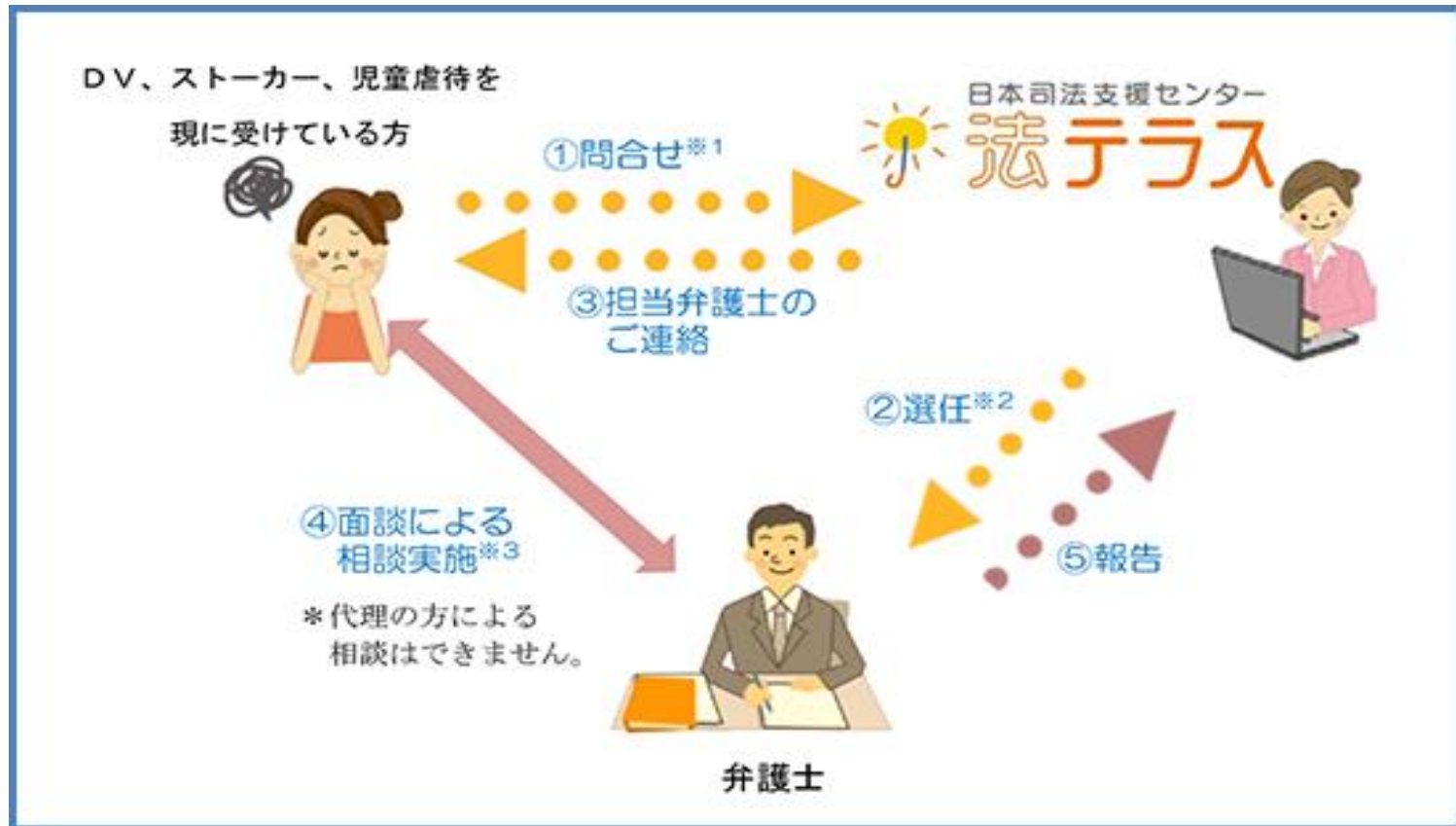
- ① 特定侵害行為（DV・ストーカー・児童虐待）を現に受けている疑いがあると認められる者であること
- ② 当該特定侵害行為による被害の防止に関して必要な法律相談であること
- ③ DV等被害者法律相談援助の趣旨に反しないこと

対象となる被害者には、
被害を受けるおそれのある方を含みます。

DV等被害者法律相談援助

DV、ストーカー、児童虐待を受けている方をいち早く弁護士につなぎ、法律相談を実施します。

利用の流れ



※1 被害者の方の状況により、他の制度や相談窓口をご案内することもあります。

※2 弁護士の選任は各地の法テラスで行っています。法テラス犯罪被害者支援ダイヤルへご連絡をいただいた場合は、伺った内容をお近くの法テラスへ取り次ぎ、選任の手続を行います。

※3 法テラスから選任のご連絡をした後、ご自身で弁護士へ連絡していただき、相談日時等の調整を行っていただきます。

法テラスに

「犯罪被害者等支援弁護士制度」 ができます

▶ 制度のポイント

- ✓ 犯罪の被害にあわれた方やそのご家族が、**刑事・民事・行政関連**の様々な対応について、**弁護士による包括的かつ継続的な援助**を受けられます。



【弁護士による援助の例】



法律相談



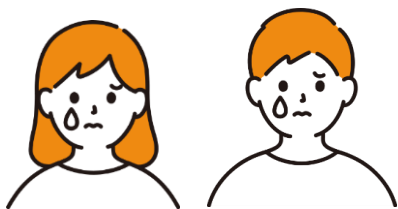
捜査機関への同行



損害賠償の請求

- ✓ 制度の利用は、原則として**無料**です。
※ 相手方から一定額以上の金銭が回収できた場合には、援助にかかる費用の全部又は一部をご負担いただきます。
- ✓ 可能な限り早期の運用開始を目指しますが、具体的な開始時期は改めてお知らせします。
※ 令和8年4月23日までに施行することとされています。

▶ ご利用いただける方



別に定める資力要件を満たし、下記に該当する方

- ① 故意の犯罪行為により人を死亡させた罪の被害者等
(殺人、傷害致死、強盗致死等)
- ② 刑法における一定の性犯罪等の被害者等
(不同意性交等、不同意わいせつ等)
- ③ 政令で定める罪の犯罪行為により政令で定める程度の被害を受けた場合の被害者等 (※政令は今後定められる予定)

▶ ご利用の流れ（一例）



法テラスへ電話する

犯罪被害者支援の
経験や理解のある
弁護士の紹介を受ける制度を利用して
法律相談等の援助を受ける

法テラスでは、犯罪被害にあわれた方やご家族に向けたさまざまな情報をご案内しています。

- 相談窓口、法制度のご紹介
- 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士のご紹介
- 弁護士費用等の援助制度

日本司法支援センター犯罪被害者支援制度説明動画等制作業務 提案書提出要領

本件調達の入札に参加を希望する者は、本要領及び日本司法支援センター（以下「センター」という。）提示事項等を熟知の上、提案書等一式を提出すること。

本要領に基づかない提案については、提案を不合格とする場合があるので留意すること。

第1 提案事項

「日本司法支援センター犯罪被害者支援制度説明動画等制作業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づく提案。

第2 提案書等の作成・提出

提案者は、以下の要領に従い提案書等の作成・提出を行うこと。

1 提出すべきもの

(1) 提案書等

以下の①から③について、簡潔にわかりやすく記載した提案書を、Word や PowerPoint 等のデータ形式で提出すること。

① 企画提案書

下記第3の記載要領に基づいて提案事項を記載した提案書に、下記アからウを付したものを提案書等一式として提出すること。

業界独自の専門用語を使用する場合は、注釈を付す等し、審査する者が専門的知識を有していなくとも理解できるようにすること。

ア 表紙

正本の表紙には、(ア)から(ウ)の事項を記載し、代表者印を押印すること。なお、担当者氏名及び連絡先を記載した場合は、押印省略可とする。

副本の表紙には、(ア)のみ記載すること。副本には、企業名称、代表者氏名等、提案者が特定できるような情報を記載しないこと。

(ア) 表題（「日本司法支援センター犯罪被害者支援制度説明動画等制作業務」に関する提案書）

(イ) 提案者名、代表者名、所在地、提案書作成・提出に係る責任者及び

担当者名、担当部署名及び連絡先（電話番号、メールアドレス）

(ウ) 提案書作成日

イ 「日本司法支援センター犯罪被害者支援制度説明動画等制作業務」に関する評価基準表（以下「評価基準表」という。）

評価基準表の「提案書記載箇所」に、対応する提案書本文の記載箇所（ページ・項番）を記載すること。

ウ 提案書等一式には、目次及びページ番号を付すこと。

② 契約期間中の作業スケジュール一覧

仕様書記載の各業務について、契約期間中の作業スケジュールを横断的に確認できるスケジュールの一覧。

③ 本件業務の実施体制

以下の点について説明すること。

ア 組織図

仕様書記載の各業務における責任者・担当者の氏名及び所属、センターとの間の連絡先窓口及びその連絡先を明示したもの。

イ 緊急時の対応

担当者の病欠等、不測の事態が発生した場合においても遅滞なく業務を遂行できる体制が分かるもの。

(2) ワーク・ライフ・バランス等推進企業で、以下の①から③の認定を有する場合は認定書類の写し（任意）

① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 9 条又は第 12 条に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし認定）

② 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条又は第 15 条の 2 に基づく認定（トライくるみん又はくるみん、プラチナくるみん認定）

③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 15 条に基づく認定（ユースエール認定）

2 提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 7 年 7 月 9 日（水）17 時 00 分

(2) 提出先

〒164-8721

東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階

日本司法支援センター 本部財務会計課

E-mail : keiyaku@houterasu.or.jp

3 提案書等の提出部数

正本データ 1 部 副本データ 1 部

なお、持参又は郵送等で提出する場合は、上記データをまとめて保存した電磁的記録媒体（DVD-R 等）1 部及び紙媒体の正本 1 部を提出すること。電磁的記録媒体による提出物は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行う等して、不正プログラムが混入することがないように適切に対処すること。

4 提出方法

電子メール、持参又は郵送等により提出すること。

電子メールにより提出する場合は、上記 2 (2) のメールアドレスまで提出すること。メール表題は、「【入札書類提出】日本司法支援センター犯罪被害者支援制度説明動画等制作業務 ○○社」とすること。

郵送等により提出する場合は、封筒に「日本司法支援センター犯罪被害者支援制度説明動画等制作業務」と朱書きし、簡易書留等追跡可能な方法により、提出期限必着で送付すること。

第 3 企画提案書の記載要領

仕様書記載の各業務について、仕様書記載の内容及び以下の内容を簡潔にわかりやすく説明すること。

1 構成案

(1) 動画構成提案

ア 犯罪被害者支援業務全体の説明動画

イ 犯罪被害者等支援弁護士制度の説明動画

仕様書記載の目的を踏まえ、作成を予定しているア及びイの動画について、絵コンテやサンプル動画等を用いて、それぞれ 1 案以上の提案を行うこと。

制作予定の動画について、画質や音質、映像の滑らかさなど、完成後の動画のクオリティを想定できる既存の動画のサンプルを示すこと（想定するクオリティの確認であるため、動画の内容は問わない。また、事前に動画データをセンターに提出する必要はない。プレゼンテーション当日、セ

ンターにおいてプロジェクター及び HDMI 接続端子を用意するので、その場で動画を流すこと。)。

(2) サムネイル提案

(1)のア及びイに示した動画対応するサムネイルについて、サンプル画像を用いて、それぞれ1案以上の提案を行うこと。

(3) CM用動画提案

15秒及び30秒のCM用動画のイメージ案を、絵コンテやサンプル動画等を用いて、それぞれ1案以上の提案を行うこと。

2 構成のコンセプト

1(1)で提案した構成が、仕様書に記載している活用シーンにおいて最も効果的なものであると考える具体的・合理的な理由等を記載すること。

3 過去5年間における受注・運用実績

過去5年間における同種業務の受注実績（契約の相手方、業務内容、期間等）について、具体的な成果や実績を示す資料とあわせて説明すること。

第4 選定基準

「日本司法支援センター犯罪被害者支援制度説明動画等制作業務に関する評価要領（以下「評価要領」という。）」及び「評価基準表」のとおり。

第5 機密保持

本件競争入札に参加する者は、次の機密保持に関する義務を負う。

- 1 本件競争入札に関し、センターが提供したすべての情報を第三者に開示し、又は、漏洩しないこと。
- 2 本件競争入札に関し、入手又は知り得た情報を第三者に開示することが必要な場合、あらかじめセンターの承認を得ること。
- 3 その他、本作業の機密保持に関して適切な措置を講ずること。

第6 その他

- 1 次に掲げるものに該当する提案書は、無効とする。
 - (1) 参加資格のない者が提出した提案書
 - (2) 本要領の規定に違反した提案書
 - (3) センターが提案等について説明又は追加資料の提出を求めた場合にこれに応じないもの

(4) その他契約担当者等が、提出書類を不完全なものと認めたもの

2 提出書類は、書類内容及び評価要領に基づく審査を行い、選定の是非を決定する。

選定結果については、入札説明書記載の入札参加の書類審査結果通知期限までに通知するので、審査に合格していることを確認の上、入札に参加すること。

3 提案書等作成に要する経費は、提案者の負担とする。

4 提出された提案書等は返却しない。

なお、提出された提案書等は、本調達手続のために使用するものとする。

以 上

日本司法支援センター犯罪被害者支援制度 説明動画等制作業務に関する評価要領

日本司法支援センター

本評価要領は、日本司法支援センターにおける「日本司法支援センター犯罪被害者支援制度説明動画等制作業務」に関する評価手続及び評価方法について定めたものである。

第 1 評価方法

本業務を実施する者の決定に係る手続は、総合評価落札方式によるものとし、応札者のうち、以下の各要件に該当する者の中から「第 2 総合評価の方法」によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

なお、合計得点が最も高い者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

- 1 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- 2 別紙「日本司法支援センター犯罪被害者支援制度説明動画等制作業務」に関する評価基準表（以下「評価基準表」という。）の必須項目に記載されている全ての評価項目について、要求仕様を実現することが提案書に根拠をもって提案及び保証されていること。

第 2 総合評価の方法

- 1 入札価格と技術的要件等に対する得点配分

入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）と技術的要件等に対する得点（以下「技術点」という。）の配分比率は 1 : 2 とし、価格点は 100 点満点、技術点は 200 点満点とし、価格点と技術点を足し合わせた総合評価点は 300 点満点とする。

総合評価点	=	価格点	+	技術点
(300 点	=	100 点	+	200 点)

2 価格点

価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする（小数点第4位以下切り捨て）。

$$\text{価格点} = 100 \text{ 点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

3 技術点

技術点は、「基礎点」と「加点」を加えて得た数値とし、以下のとおり評価する。

- (1) 評価基準表の各評価項目は、必須項目を評価する「基礎点」と加点項目を評価する「加点」で構成される。
- (2) 技術点を評価する審査者は、8名とする。
- (3) 提出された提案書に記載された内容から、評価基準表の必須項目について、全ての要件を遵守・実現することができると全ての審査者が判定した場合に「合格」とし、基礎点（10点）を付与する。
必須項目のうち一つの項目でも、要求仕様を遵守・実現することができないと判定された場合は「不合格」とし、その後の評価は行わない。
- (4) 上記(3)で「合格」となった提案書について、評価基準表の加点項目の「内容」に沿って評価を行う。

各審査者は、下表の基準に基づき評価基準表の各加点項目についてAないしDの評価を行い、評価に応じて下表の得点を付与した上、各審査者の採点結果の合計を平均して技術的要件に係る「加点」を算出する（小数点第4位以下切り捨て）。

$$\begin{aligned} \text{技術点} &= \text{基礎点} + \text{加点} (\text{技術的要件} + \text{ワークライフバランス等推進に関する指標}) \\ 200 \text{ 点} &= 10 \text{ 点} + 190 \text{ 点} (180 \text{ 点} + 10 \text{ 点}) \end{aligned}$$

表．加点項目の評価、評価基準及び得点

評価	基準	配点		
		50 点	30 点	20 点
A	非常に有効な提案となっているもの	50 点	30 点	20 点
B	有効な提案と認められるもの	25 点	15 点	10 点
C	おおむね妥当な提案であるもの	13 点	8 点	5 点
D	記載が無いもの又は具体性がないもの	0 点	0 点	0 点

なお、評価基準表の評価項目中「ワーク・ライフ・バランス等推進に関する指標」については、同表の「内容」に対応する点数を加点する（複数の認定に該当する場合は、最も配点が高い認定区分により加点する。）。

第 3 評価項目

別紙「評価基準表」のとおり。

質 問 書

件名：「日本司法支援センター犯罪被害者支援制度説明動画等制作業務」

日 付 令和 年 月 日

所在地

会社名

担当者

電 話

F A X

E-mail

項番	区 分	該当ページ	質 問 事 項	回 答
1	仕様書〇(〇)	〇〇ページ	「〇〇〇」について ※内容は簡潔にまとめること	

用紙規格：日本産業規格A列4番縦長横書き

エクセルファイルで作成・送付のこと

【別紙】

履 行 確 約 書

日本司法支援センター理事長 殿

当社は、令和 7 年 5 月 27 日付け公告の「日本司法支援センター犯罪被害者支援制度説明動画等制作業務」に係る仕様書等を検討した結果、契約締結に至った場合には、契約事項遵守の上、仕様書記載の業務を確実に履行し得ることを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者

印

担当者

氏 名

連絡先

※担当者の氏名、連絡先を記載した場合は、代表者の押印省略可

会 社 名

担当者氏名

(FAX番号)

(メールアドレス)

日本司法支援センター

プレゼンテーション開始時刻通知書

貴社から提出がありました「日本司法支援センター犯罪被害者支援制度説明
動画等制作業務」に係る提案書のプレゼンテーション開始時刻は、以下のとおり
です。

日 時：令和7年7月 日 ()

午前 ・ 午後 時 分から開始

※当日は、10分前に御来訪願います。

会 場：東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター本部 会議室

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター本部総務部財務会計課第二係 木村

電話 050-3381-1573

会 社 名

担当者氏名

(FAX番号)

(メールアドレス)

日本司法支援センター

結 果 通 知 書

貴社から提出がありました令和7年5月27日付け公告の「日本司法支援センター
犯罪被害者支援制度説明動画等制作業務」に関する入札参加資格の審査結果は、以
下のとおりです。

合 格

不 合 格

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課 木村

電話 050-3381-1573

※ 本通知書による合格の連絡を受領した後に、入札書を提出してください。

入札書を提出し、開札を欠席する場合は、あらかじめ当センターに連絡してください。

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

日本司法支援センター

理事長 殿

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

印

担当者

氏 名

連絡先

（注）担当者の氏名、連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

入札書

入札物件名 日本司法支援センター犯罪被害者支援制度説明動画等
制作業務

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
金									

(数量一式・税抜価格)

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、
その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

令和 年 月 日

日本司法支援センター理事長 殿

所在地

会社名

代表者氏名
又は
代理人氏名

印

(注) 担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

担当者

氏名

連絡先

委 任 状

日本司法支援センター理事長 殿

私は、下記の者を、「日本司法支援センター犯罪被害者支援制度説明動画等制作業務」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積りに関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人選任の件
- 6 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者 所 在 地

商号又は法人の名称

代表者氏名

印

受 任 者 住所・連絡先

氏 名

代 理 人
使用印鑑

(注) 受任者の連絡先を明記した場合は、押印省略可

委 任 状

日本司法支援センター理事長 殿

私は、下記の者を、「日本司法支援センター犯罪被害者支援制度説明動画等制作業務」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積りに関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者 所 在 地

商号又は法人の名称

代表者氏名

受 任 者 氏 名

印

復 代 理 人 住所・連絡先
氏 名

復代理人
使用印鑑

(注) 復代理人の連絡先を明記した場合は、押印省略可

契 約 書

1. 件 名 日本司法支援センター犯罪被害者支援制度説明動画等制作業務
2. 仕 様 別添仕様書のとおり
3. 履行場所 別添仕様書のとおり
4. 履行期限 別添仕様書のとおり
5. 契約金額 金●●●●●●円
(うち消費税及び地方消費税相当額●●●●●●円)

頭書の業務について、日本司法支援センター（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、以下のとおり、請負契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、乙が別添仕様書に基づく業務（以下「本件業務」という。）を行い、甲が契約代金を支払うことを目的とする。

（監督）

第2条 甲は、乙による本件業務の遂行状況を監督するため、甲の指定する監督者その他の者（以下「監督者等」という。）を乙に事前に通知の上、乙の通常営業時間内に乙の作業場その他の関係場所に派遣することができる。

2 乙は、監督者等の職務に協力しなければならない。

3 甲又は監督者等は、本契約の目的の達成に重大な影響を及ぼすと判断される事項については、書面で変更又は改善の指示をすることができる。

（検査）

第3条 乙は、本件業務を完了したときは、その業務の完了を確認するための甲の検査を受けるものとする。

2 甲は、本件業務が完了した旨の届出があったときは、その日から10日以内に前項の検査を行うものとする。

3 乙は、第1項の検査に合格しなかったときは、遅滞なくこれを是正改善して、甲の検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の場合に準用する。

（契約代金の請求及び支払）

第4条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。乙が消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第7号の

2に定める適格請求書発行事業者である場合は、同法第57条の4第1項各号に掲げる事項を請求書、納品書その他これらに類する書類に記載しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求があったときは、その請求を受けた日から30日以内に契約代金を乙に支払うものとする。

3 甲は、自己の責めに帰すべき事由により前項に定める期間内に契約代金を支払わなかったときは、乙に対して、その支払期限の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年2.5パーセント（本契約期間中に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定められた率が改定された場合、改定後の期間に係る率は、改定後の率とする。）の割合で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、前項に定める期間内に支払わないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は、前項に定める期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計上しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息の額が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

（再委託）

第5条 乙は、本件業務の全部又は主たる部分を第三者に委託することはできない。

2 乙は、本件業務の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合には、甲の定める様式により再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。

3 乙は、本件業務の一部を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

4 乙は、本件業務の一部を再委託しようとするときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託先と約定しなければならない。

（再委託に関する内容の変更）

第6条 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により再委託変更承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

（履行体制）

第7条 乙は、再委託先から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称、住所及び委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲の定め

る様式により作成し、甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに書面により甲に届け出なければならない。ただし、商号若しくは名称又は住所のみの変更の場合は、届出を要しない。

3 前項の場合において、甲は本件業務の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(個人情報等の取扱い)

第8条 乙は、本件業務に関して、甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び乙が策定した個人情報保護に関する基本方針等を遵守し、適正に取り扱うこととし、次の各号に従うこと。

- (1) 乙は、本件業務の履行に際し取り扱う個人情報等に関して、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと。
- (2) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う場合には、責任者、業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報等の管理状況に係る検査に関する事項等を整備し、その内容を甲に対し書面で報告すること。
- (3) 乙は、甲から提供された個人情報等を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
- (4) 乙は、個人情報等を複製等する場合、あらかじめ書面により甲の承諾を受けること。
- (5) 乙は、甲から提供された個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）について、本件業務の終了後、あらかじめ合意した方法により、速やかに甲に返却し、又は、個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去若しくは廃棄すること。消去又は廃棄した場合には、甲の定める様式により「廃棄等報告書」を提出すること。
- (6) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う業務（以下「委託業務」という。）を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。）に再委託をしようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託承認申請書」を提出し、あらかじめ甲の承認を受けること。
- (7) 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託変更承認申請書」を提出し、甲の承認を受けること。

- (8) 前2号の規定に基づく取扱いについては、再委託先が委託業務を更に再委託しようとする場合についても同様とする。
- (9) 乙は、本件業務を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。また、本条において、甲が乙に求める個人情報等の適切な管理のために必要な事項について、本契約書を準用して、再委託先と約定すること。
- (10) 乙は、乙及び再委託先の個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと。
- (11) 乙は、本件業務を終了するときは、個人情報等が記録されている媒体を甲に返却することとし、外部への送付又は持出しをしてはならないこと。
- (12) 乙は、本件業務に関して甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等を当該業務の終了後においても漏えいしないこと。
- (13) 乙は、個人情報等の漏えい等の防止、被害拡大防止等のための適切な措置を採ることとし、漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要な措置を講ずること。
- (14) 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、個人情報等の漏えい、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負うこと。

2 甲は、必要と認めた場合は、乙又は再委託先の管理体制、実施体制、個人情報等の管理状況等について、乙に対し質問し、資料の提供を求め、乙又は再委託先の事業所等の関係場所において調査をすることができる。

3 乙が第1項各号のいずれかに違反したことにより甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止等)

第9条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

(期限の延長)

第10条 乙は、自己の責めに帰することができない事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲に対して遅滞なく理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合、延長の可否及び日数は、甲乙が協議して定めるものとする。

2 乙の責めに帰すべき事由により履行期限内に本件業務を履行することができな

いときは、甲は、乙から遅延料を徴して履行期限を延長することができる。

- 3 前項の遅延料は、遅延日数1日につき契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）から既納部分に対する契約金額相当額を控除した額に対して年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

（甲の契約解除権等）

第11条 甲は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する事由があるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本件業務の履行に関し、乙又は乙の代理人に不正行為があったとき。
- (2) 履行期限内に本件業務を履行する見込みのないことが明らかに認められたとき。
- (3) 乙が本契約の条項に違反したとき。

- 2 前項各号のいずれかに該当するときは、甲は、契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。乙が甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

- 3 前項に定める違約金は、損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。

- 4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、本件業務を履行することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

- 5 甲及び乙は、第1項又は前項によるほか、双方の合意があったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 6 第1項、第4項又は前項の規定により本契約が解除されたときは、甲は、業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払わなければならない。

（損害の賠償）

第12条 乙は、債務不履行その他原因のいかんにかかわらず、甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

- 2 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（談合等の不正行為に係る契約解除）

第13条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取

引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)
第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。)の規定による排除措置命令を行ったとき。

(2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第14条 乙は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人)について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪に係る有罪判決が確定したとき。

2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付命令(同法第7条の3第1項、第2項又は第3

項の規定を適用したものに限る。)を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

6 本条の規定は、本件業務の履行が完了した後においても効力を有する。

(属性要件に基づく契約解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 16 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(再委託先等に関する確約)

第 17 条 乙は、前 2 条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を再委託先等（再委託先（再委託以降の全ての受託者を含む。）及び乙が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再委託先等に関する契約解除)

第 18 条 乙は、契約後に再委託先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先等との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(違約金等)

第 19 条 甲は、乙が第 15 条及び第 16 条の各号のいずれかに該当すると認められるときは、本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。

- 2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 3 甲は、第 15 条、第 16 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- 4 乙は、甲が第 15 条、第 16 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 5 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 6 乙が第 1 項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない

い。ただし、乙が支払うべき遅延利息に 100 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 20 条 乙は、自ら又は再委託先等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下単に「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

第 21 条 甲は、成果物の引渡しを受けた後、成果物の種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、乙に対して、乙の費用でこれを修補する等の追完を請求することができる。ただし、その不適合が甲の責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することはできない。

2 甲は相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その期間内に追完がないときは、甲は、乙に対してその不適合の程度に応じて契約代金の減額請求をすることができる。

ただし、次の各号に掲げる場合には、甲は追完の催告をすることなく、乙に対して直ちに契約代金の減額請求をすることができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質により、履行期限までに履行しなければ本契約の目的を達することができない場合において、乙が履行期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、甲が追完の催告をしても乙が追完する見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲は、前項の規定にかかわらず、本契約の不適合により損害を被ったときは、乙に対して、第 12 条に規定する損害の賠償を請求することができる。

4 甲は、前 3 項の請求をするに当たっては、乙が本契約に不適合な成果物を引渡しした場合において、甲がその不適合を知ったときから 1 年以内に、乙に対して不適合の内容を通知しなければならない。ただし、契約不適合に係る期間について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。

(所有権)

第 22 条 本契約に係る成果物の所有権は、その引渡しにより甲に帰属するものとする。

(知的財産権の帰属等)

第 23 条 本契約により納入される成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、前条に規定する所有権の移転の時に甲に移転するものとする。

2 乙は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、甲及び甲が指定する第三者に対して、成果物に係る著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を一切行使しないものとする。

3 乙は、成果物の作成に当たり、第三者の特許権、意匠権、著作権等の知的財産権を利用するときは、その利用に対する一切の責任を負うものとする。

4 前項の知的財産権の利用に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、自己の責任において解決に当たるものとする。

5 前項の紛争により甲が損害を被ったときは、乙は、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

(過失責任)

第 24 条 乙は、乙の従業員等の故意又は過失により甲の施設機器等を破損又は紛失した場合、その損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

2 乙は、甲の責めに帰することができない事由により乙の従業員等が本件業務遂行中に被った損害につき、これを補償するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

(危険負担)

第 25 条 甲は、当事者双方の責めに帰することができない事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことができる。

2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことはできない。ただし、乙は、自己の債務を免れたことにより、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

(割合的報酬)

第 26 条 乙は、甲の責めに帰することができない事由により、本件業務を完了することができなくなった場合又は本契約が本件業務の完了前に解除された場合において、乙が既に履行した業務のうち、可分な部分によって甲がその利益を受けたときは、乙は、甲が受けた利益の割合に応じて契約代金の支払を請求することができる。この場合、乙は、可分な部分について第 3 条の規定に準じて甲の検査を受けなければならない。

(秘密の保持)

第 27 条 乙は、本契約の遂行上知り得た秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了した後も有効に存続する。

(契約保証金)

第 28 条 本契約に関しては、乙は、保証金の納付を要しない。

(管轄裁判所)

第 29 条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第 30 条 本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。本契約書に定めのない事項についても、同様とする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和●年●月●日

甲 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階
日本司法支援センター
理 事 長 丸 島 俊 介

乙 東京都●●区●●町……
●●株式会社
代表取締役 ● ● ● ●
(登録番号 T-*****)